

2017年7月5日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 藤枝 政雄

実務対応報告公開草案第52号に関して

質問1から質問4までにつき、同意できない。

(理由)

公開草案にある報酬と考える理由としての記載につき、問題があると考えます。

第17項(1)の、従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、「有償」ではなく「無償」になるのは当然の帰結である。

本実務対応報告の範囲は、第2項にあるように「権利確定条件付き有償新株予約権」を対象としているが、その範囲から逸脱させ、無償のストック・オプションの基準を適用させることには、論理的に無理がある。

(その他補足)

第17項(2)の、ストック・オプション会計基準は「無償」を想定しての基準であり、この基準を引用することは、妥当でない。

第17条(3)～(5)について、「権利確定条件付き有償新株予約権」付与対象者の判断により応募するか否かがされるものであり、公正価値評価による投資がその本質である。

不確実性が相当程度高いものであれば、そもそも公正な価値評価になりえない。

それが割安であると付与者が判断して応募することは、付与者自身の主観的なものである。同じものについて、別の付与者は割安でないとして応募しない場合も当然あり得る。

質問5について

上述のとおり、本公開草案については同意できないが、仮に本公開草案に沿った場合につき、以下の2点についてコメントいたします。

未公開企業についての取扱いについては、ストック・オプション会計基準第13項の特例の適用が認められることについて明示すべきではないか。

IFRSへのコンバージェンスを進めている中での、勤務条件の有無に関わらず、報酬として認識することの是非。

以上